

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東部大阪都市計画道路事業について、近畿地方整備局長の認可の告示（令和2年近畿地方整備局告示第55号）があったので、次のとおり告示する。

この告示の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和2年4月3日

大阪府知事 吉村 洋文

1 施行者の名称

大阪府

2 事務所の所在地及び名称

八尾市荘内町二丁目1番36号中河内府民センタービル内

大阪府モノレール建設事務所

3 事業地の所在

（東部大阪都市計画道路事業3・1・223-1号 大阪中央環状線）

（東部大阪都市計画道路事業3・1・227-1号 大阪中央環状線）

(1) 収用の部分

大阪市鶴見区焼野二丁目、焼野三丁目、茨田大宮一丁目、茨田大宮二丁目、安田二丁目及び安田四丁目、守口市東郷通一丁目、東郷通二丁目及び東郷通三丁目、大東市諸福七丁目及び諸福八丁目、門真市新橋町、松生町、栄町、殿島町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目並びに東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、稲田三島町、稲田新町三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、七軒家、長田東五丁目、新家東町、新家三丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田四丁目、西岩田三丁目、西岩田二丁目、瓜生堂一丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

国近整計管大都業第3-1号

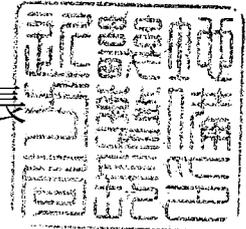
大阪府

上記代表者 大阪府知事 殿

令和元年12月23日付け交都第1226号で申請のあった東部大阪都市計画道路事業の事業計画については、都市計画法第59条第2項の規定により認可します。

令和2年3月27日

国土交通省
近畿地方整備局長



- 一 施行者の名称 石川県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十六年北陸地方整備局告示第四十七号金沢都市計画道路事業三・五・五号小立野線
- 三 事業施行期間 自平成二十六年三月二十八日至令和九年三月三十一日
- 四 事業地
 - 取用の部分 変更なし
 - 使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二十六号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

堺市堺区鉄砲町一番二五地先から同市堺区鉄砲町一番三五まで

後	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル
前	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル
後	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル
前	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二十六号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

堺市堺区鉄砲町一番二五地先から同市堺区鉄砲町一番三五まで

後	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル
前	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル
後	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル
前	二七・〇〇	五三六・〇〇	メートル	キロメートル

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百六十五号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

大和高田市大字築山一六六・六一から同市大字築山一六六・六一

後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百六十五号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

大和高田市大字築山一六六・六一から同市大字築山一六六・六一

後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル

- 一 施行者の名称 大阪府
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東部大阪都市計画道路事業三・一・二百二十三―一号大阪中央環状線及び三・一・二百二十七―一号大阪中央環状線
- 三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至今令和十一年三月三十一日
- 四 事業地
 - 取用の部分 大阪府門真市新橋町、松生町、栄町、殿島町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目地内並びに守口市東郷通一丁目、東郷通二丁目及び東郷通三丁目地内並びに大阪市鶴見区焼野二丁目、焼野三丁目、茨田大宮一丁目、茨田大宮二丁目、安田二丁目及び安田四丁目地内並びに大東市諸福八丁目及び諸福七丁目地内並びに東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、稲田三島町、稲田新町三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、七軒家、長田東五丁目、新家東町、新家三丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田四丁目、西岩田三丁目、西岩田二丁目、瓜生堂一丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百六十五号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

大和高田市大字築山一六六・六一から同市大字築山一六六・六一

後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル

○近畿地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百六十五号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

大和高田市大字築山一六六・六一から同市大字築山一六六・六一

後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル

○近畿地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百六十五号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

大和高田市大字築山一六六・六一から同市大字築山一六六・六一

後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百六十五号
- (三) 道路の区域

変更前	敷地の幅員	延長
後別		

大和高田市大字築山一六六・六一から同市大字築山一六六・六一

後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
後	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル
前	一六六・六一	一八・九三	メートル	キロメートル

都市計画事業認可申請書

交都第1226号
令和元年12月23日

近畿地方整備局長 井上 智夫 様

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

名 称 大 阪 府

上記代表者 大阪府知事 吉村 洋文



都市計画法第59条第2項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

大阪府

2. 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業

3・1・223-1号 大阪中央環状線

東部大阪都市計画道路事業

3・1・227-1号 大阪中央環状線

3. 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

門真市

新橋町、松生町、栄町、殿島町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、

三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目地内

守口市

東郷通一丁目、東郷通二丁目及び東郷通三丁目地内

大阪市

鶴見区焼野二丁目、焼野三丁目、茨田大宮一丁目、茨田大宮二丁目、安田二丁目

及び安田四丁目地内

大東市

諸福八丁目及び諸福七丁目地内

東大阪市

北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目、

中鴻池町一丁目、

三島三丁目、稲田三島町、稲田新町三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、

荒本北三丁目、七軒家、長田東五丁目、新家東町、新家三丁目、荒本西四丁目、

荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、

西岩田四丁目、西岩田三丁目、西岩田二丁目、瓜生堂一丁目、瓜生堂三丁目及び

若江西新町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

ロ 設計の概要

3・1・223-1号 大阪中央環状線

起点 大阪府門真市新橋町地内

終点 大阪府大阪市鶴見区安田二丁目地内

延長 3, 760m

幅員 62.18m～165.32m

3・1・227-1号 大阪中央環状線

起点 大阪府東大阪市北鴻池町地内

終点 大阪府東大阪市若江西新町一丁目地内

延長 4, 100m

幅員 19.50m～120.00m

ハ 事業施行の期間

自 令和 年 月 日

至 令和 11年 3月 31日

事業認可申請理由書

「東部大阪都市計画道路大阪中央環状線」は、大阪府池田市を起点とし、同府堺市を終点とする大阪市域の周辺都市を環状方向に結ぶ幹線道路です。

平面道路である本路線の道路区域内には、モノレールが軌道を走行するために必要な空間としてモノレール専用道が都市計画決定されており、モノレールを本路線の一部として立体的に機能させることとなっています。

また、モノレールの支柱、桁、駅等のインフラ施設は道路構造物として整備されるものです。その整備にあたっては、沿道の消防活動及びモノレールの避難救出活動スペースとして、モノレール専用道の両側に側方空間を確保する必要があります。

今回、大阪モノレールの延伸にあたり、この側方空間の確保を平面道路である大阪中央環状線により行いますが、現状の道路区域内では側方空間を確保できない箇所について、本路線の拡幅を行うものです。

なお、供用後は府道として管理するため、大阪府施行とするものです。